

○奥野（総）委員 五万六千戸、千七百億円、売却をやっていただけるということで理解をいたしますので、ぜひよろしく願いいたします。

もう一つ、ちょっと細かい話になるんですが、未利用の公共用財産という問題があります。

私、二、三年前に、埼玉県の川口市と戸田市の間を流れている緑川というところに行ってきました、そこは過去、会計検査院の指摘を受けているところなんです、緑川の拡幅工事が昭和四十年代に計画をされていたんですね。それに向けて用地買収がされていたんですが、虫食いのように用地が残っているんですね。ところが、今、そこに行ってみると、もう住宅地になっていて、残りの用地買収なんて多分できない、お金がかさんじゃってできないというところがあります。担当の方に、この土地を売ったらどうですかと申し上げたら、いや、いつか事業をやる可能性があるんで、これは売れないんだ、そういう言い方をされました。

こういうところは全国にいっぱいあると思うんですね。未利用の道路用地、未利用の河川の用地、こういったものは一体誰が責任を持って有効利用させる、あるいは売却するのか、政府の対応について伺いたいと思います。この計画にのっとってやるとした場合に、誰が責任を持ってやるのかということも伺いたいと思います。

○山口副大臣 奥野委員にお答えをいたします。

私ども財務省としまして、もう御案内と思いますが、お話しのお話の国有財産の有効活用の観点から、平成二十三年度から、河川や道路である公共用財産を重点対象として、実は、実地監査に取り組んでおります。

実地監査は、台帳等から対象財産を抽出した上、現地において利用状況等を確認して、その結果、機能を喪失しておると認められた河川とか道路、土地等について、所管をする国土交通省に対して売却を求めています。

その中身につきましては、財務省のホームページで一件別にその内容をわかりやすく公表しておりますので、ごらんをいただいたらと思う次第でございます。